

磐井川地区民有林直轄地すべり防止事業概成検討委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「磐井川地区民有林直轄地すべり防止事業概成検討委員会」（以下「検討委員会」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 磐井川地区民有林直轄地すべり防止事業の概成にあたり、概成の妥当性について各分野の有識者等から意見をいただくものである。

(組織等)

- 第3条 検討委員会は、東北森林管理局長が設置する。
- 2 検討委員会の委員は、別紙のとおりとする。
 - 3 検討委員会の委員は、東北森林管理局長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。
 - 5 検討委員会には座長を置くものとし、座長は委員の互選によって定める。
 - 6 座長は検討委員会を代表し、会務を統括する。
 - 7 検討委員会は必要に応じて委員の追加等を行うことができる。

(オブザーバー)

- 第4条 検討委員会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、検討委員会で意見を述べることができる。

(検討会の運営)

- 第5条 検討委員会は、座長が必要と認めるとき、これを招集する。
- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
 - 3 検討委員会の公開等については、検討委員会において別途定める。

(意見聴取等)

第6条 検討委員会は、必要と認めるとき、関係者から意見聴取等を行う。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、東北森林管理局に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

附則 この要領は、平成29年7月26日から施行する。

(別紙)

磐井川地区民有林直轄地すべり防止事業概成検討委員会

委員名簿

井良沢 道也	岩手大学農学部森林科学科 教授
宮城 豊彦	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授
大丸 裕武	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 研究ディレクター
岡本 隆	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 森林防災研究領域 チーム長 (リスク評価担当)
阿部 義樹	岩手県農林水産部 林務担当技監
長田 仁	一関市 副市長
島内 厚実	東北森林管理局 計画保全部長